

ニ會社側ヨリハ

杉本 小林 西常務

外各営業所長出席、上杉本常務ヨリ別記のノ通口頭
ヲ以テ回答スル所アリタリ

之ニ對シ爭議團側代表者ヨリ

逐条的ニ質問セルガ本要亦条項ハ殆トト全部会社内
部ノ紛争問題ナルヲ以テ杉本常務ノ質問ニ對スル応
答ハ曖昧ニシテ本爭議ニ對スル会社側ノ態度ノ不統
制且變方針ナルガ如ク認めラレタルカ最後ニ望月原
治ヨリ会社ノ本日ノ回答ハ誠意ナキモノニシテ到底
満足スル能ハカル旨述べ午後五時一同退出セリ

五會社側ノ態度

會社側ニ於テハ現業員側ノ切崩し策ヲ唯一ノ方法ト
シテ各種ノ手段ヲトリ居レルガ其ノ状況次ノ通

(1) 爭議團員ニ對スル待命申渡

先ハ九月十五日ニ至リ新宿營業所々屬従業員ニ對
スル待命申渡シヲナシタルヲ初メトシテ連絡的ニ
待命処分ヲナシ爭議團側ノ結束ヲ切崩シツ、アル
ガ九月十七日迄ニ於ケルコノ待命処分ヲ受ケタル
モノハ次ノ通

九月十五日

新宿營業所

一八

リ

土野營業所

四

九月十七日

新宿營業所

四四

リ

業平營業所

一二